

静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第2号

静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例（平成27年静岡県条例第35号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>附 則</p> <p>2 この条例の公布の日から起算して<u>6年</u>を超えない範囲内において規則で定める日までの間、この条例による改正後の静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例第4条の規定の適用については、同条の規定中「7時」とあるのは「7時30分」とする。</p> | <p>附 則</p> <p>2 この条例の公布の日から起算して<u>9年</u>を超えない範囲内において規則で定める日までの間、この条例による改正後の静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例第4条の規定の適用については、同条の規定中「7時」とあるのは「7時30分」とする。</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。